

# 第45期 定時株主総会招集ご通知

<開催日時>

2022年3月30日（水曜日）

午前10時（受付開始：午前9時30分）


<場 所>

佐賀県鳥栖市本鳥栖町1819番地  
サンメッセ鳥栖 3階会議室

<決議事項>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

 株式会社 ミズホメディー

証券コード 4595

# 株主の皆様へ

## ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご支援並びにご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第45期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業年度に関する定時株主総会の招集ご通知をお送りいたします。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年3月

代表取締役会長兼社長 唐川 文成

## 目次

第45期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
計算書類	25
監査報告書	36
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	39
第2号議案 定款一部変更の件	40
株主総会会場ご案内図	

(証券コード4595)  
2022年3月14日

株 主 各 位

佐賀県鳥栖市藤木町5番地の4  
 株式会社 ミズホメディー  
代表取締役会長兼社長 唐 川 文 成

## 第45期 定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 佐賀県鳥栖市本鳥栖町1819番地 サンメッセ鳥栖 3階会議室
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 第45期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 本招集ご通知の提供書面並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mizuho-m.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。
  - ◎ ご出席の株主様向けのお土産の用意はございません。あらかじめご了承ください。
  - ◎ 新型コロナウイルスの感染再拡大の状況にご留意いただき、健康状態によらず、本年はご来場を見合わせることをご検討くださいますよう、お願いいたします。議決権行使は、書面による方法を是非ご活用ください。

(提供書面)

# 事業報告

( 2021 年 1 月 1 日から  
2021 年 12 月 31 日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2021年1月1日～2021年12月31日）におけるわが国経済は、繰り返す新型コロナウイルス感染症の再拡大により国民生活や企業活動も大きな影響を受け続けました。デルタ変異株による夏場の第5波は、それまでの過去最大の波となりましたが、ワクチン接種が幅広い年代へ普及するなか急速に収束に向かい、社会経済活動の正常化が段階的に進むことが期待されました。しかしながら、11月末に発生が確認されたオミクロン変異株は極めて感染力が高いとされ、世界的に急激に感染拡大するなか水際対策などが施されたものの、わが国においても過去最大の感染拡大となるなど、先行きは未だ不透明な状況が続いております。

体外診断用医薬品業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新型コロナウイルスの遺伝子検査や抗原検査等の検査需要は急激に高まる一方で、インフルエンザウイルスをはじめとした既存の感染症は、新型コロナウイルス感染症に対する感染防御の効果や受診控え等により、検査需要が減少するという影響を受けました。当事業年度におきましては、それらの影響から徐々に脱しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症は変異株による再拡大を繰り返し、その影響は継続しております。今後の既存の感染症全般の検査需要の見通しにつきましては、オミクロン変異株による第6波が収束したのち、ワクチン接種や治療薬が普及していくなかで、新型コロナウイルス感染症は終息への兆しが見えるのかどうか、注視を要する状況にあります。

このようななか、当社は、「全自動遺伝子解析装置 Smart Gene」の累計販売台数の増加を背景に、感染急拡大により需要が急増した「スマートジーン SARS-CoV-2」の安定供給に尽力いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の検査体制のさらなる拡充に貢献するべく、新製品の開発にも積極的に経営資源を投下いたしました。

2021年3月に、高感度感染症迅速診断システム「クイックチェイサー Immuno Reader シリーズ」の専用試薬として、新型コロナウイルス抗原キット（銀増幅イムノクロマト法）「クイックチェイサー Auto SARS-CoV-2」、同年4月に、クイックチェイサーシリーズの専用機器として検査結果を自動で判定できるデンシトメトリー分析装置「スマートQCリーダー」、同年11月に、新型コロナウイルス抗原・インフルエンザウイルス抗原同時検出キット「クイックチェイサー SARS-CoV-2/Flu(Flu A,B)」を発売いたしました。

このような環境下におきまして、当事業年度の売上高は、131億37百万円（前期比212.4%増）となりました。

当社は、体外診断用医薬品事業の単一セグメントであります。市場分野別の売上高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円、%)

市場分野の名称	2021年12月期		2020年12月期		
	対売上高 構成比	対前期 増減率		対売上高 構成比	
病院・開業医分野	12,723	96.8	235.3	3,794	90.2
OTC・その他分野	414	3.2	0.7	411	9.8
合計	13,137	100.0	212.4	4,205	100.0

病院・開業医分野におきましては、新型コロナウイルス検査薬（遺伝子検査及び抗原検査）につきましては、「全自動遺伝子解析装置 Smart Gene」は世界的な半導体不足の影響により累計販売台数の増加のペースは落ちているものの、遺伝子検査キット「スマートジーン SARS-CoV-2」は、感染拡大の波の影響も受けながら、約125万テスト（第1四半期 18万テスト、第2四半期 40万テスト、第3四半期 41万テスト、第4四半期 26万テスト）を出荷しました。また、新型コロナウイルス抗原キット（銀増幅イムノクロマト法）及び新型コロナウイルス抗原・インフルエンザウイルス抗原同時検出キットも堅調に推移し、新型コロナウイルス検査薬全体の売上高は、97億94百万円（前期は12億70百万円）となりました。

一方、インフルエンザ検査薬につきましては、2020/2021及び2021/2022シーズンのインフルエンザの流行は、新型コロナウイルスへの感染予防対策や渡航制限による海外との人的交流の減少が、インフルエンザの感染拡大防止にも奏功したといわれており、海外の状況と同様に異例の低水準となりました。この影響により、インフルエンザ検査薬全体の売上高は、2億39百万円（前期は7億50百万円）とさらなる減収となりました。

その他感染症項目の検査薬につきましては、第1四半期までは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が残りましたが、第2四半期以降の売上高は全般的に前年同期を上回る結果となりました。特に、RSウイルスの季節外れの大流行により、RSウイルス検査薬及びRSウイルス/ヒトメタニューモウイルス検査薬の売上高は大幅に増加しました。また、「全自動遺伝子解析装置 Smart Gene」につきましては、世界的な半導体不足の影響を受け、出荷は断続的となったものの、当期は約3,200台を出荷し、累計販売台数は約4,200台となっております。これらの結果、その他感染症項目の検査薬を含むその他の検査薬及び機器全体の売上高は、26億89百万円（前期比51.7%増）となりました。

以上により、病院・開業医分野全体の売上高は、127億23百万円（前期比235.3%増）となりました。

OTC・その他分野におきましては、妊娠検査薬及び排卵日検査薬は、新型コロナウイルス感染症の影響を脱しつつありますが、OTC・その他分野全体の売上高は、4億14百万円（前期比0.7%増）となりました。

利益面につきましては、遺伝子POCTをはじめとした新製品に係る研究開発費の増加、人件費の増加、インフルエンザ検査薬に係るたな卸資産廃棄損及び評価損並びに返品調整引当金繰入額の計上があったものの、主に「スマートジーン SARS-CoV-2」の大幅な増収に伴う売上総利益の増加により、営業利益は66億98百万円（前期は4億16百万円）、経常利益は67億円（前期は4億15百万円）となりました。また、新型コロナウイルス感染症対策の一環として公募され、感染症検査キット等生産設備の導入支援として交付された補助金等1億24百万円を特別利益に計上しております。この結果、当期純利益は48億16百万円（前期は3億6百万円）となりました。

インフルエンザ検査薬は、過去7年ほどにわたり、当社の売上高の約50%を占める主力製品でありました。しかし、2019年末に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、インフルエンザの流行は世界的に著しく低い水準に抑えられ、2020年第1四半期よりインフルエンザ検査薬の売上高は大幅に減少しております。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、遺伝子検査の需要が急激に高まるなか、2020年第3四半期より発売を開始した「スマートジーン新型コロナウイルス検出試薬（現 スマートジーン SARS-CoV-2）」の売上高が急激に増加しております。結果として、インフルエンザ検査薬への依存度が低下し、新型コロナウイルス検査薬への依存度が高まる状況となっております。新型コロナウイルス検査薬は、今後の感染拡大の動向やそれに伴う医療・検査体制の変化などの外的要因によって、本検査薬の需要が大きく左右される可能性があります。

当事業年度（第45期）の四半期会計期間ごとの売上高及び営業利益は、以下のとおりであります。

第45期（2021年12月期）の四半期会計期間ごとの売上高及び営業利益

(単位：百万円)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第45期 合計
売上高	2,443	3,910	4,222	2,561	13,137
内 新型コロナウイルス検査薬	1,557	3,118	3,303	1,815	9,794
内 インフルエンザ検査薬(注)3	38	37	56	106	239
営業利益	877	2,246	2,544	1,029	6,698

(ご参考) 直近2事業年度の四半期会計期間ごとの売上高及び営業利益又は営業損失

第44期（2020年12月期）

(単位：百万円)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第44期 合計
売上高	1,052	610	828	1,714	4,205
内 新型コロナウイルス検査薬	—	—	249	1,020	1,270
内 インフルエンザ検査薬	420	165	30	134	750
営業利益又は営業損失(△)	△1	△127	△109	655	416

第43期 (2019年12月期)

(単位：百万円)

	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第43期 合計
売上高	1,816	1,030	1,282	2,297	6,427
内 インフルエンザ検査薬	1,169	172	409	1,444	3,196
営業利益	382	52	95	580	1,111

- (注) 1. インフルエンザ検査薬には、「クイックチェイサー Flu A,B」、「クイックチェイサー Auto Flu A,B」及び富士フィルム株式会社向け機器試薬システムの試薬が含まれております。
2. 新型コロナウイルス検査薬には、「スマートジーン新型コロナウイルス検出試薬 (現 スマートジーン SARS-CoV-2)」、「クイックチェイサー Auto SARS-CoV-2」、富士フィルム株式会社向け機器試薬システムの試薬及び「クイックチェイサー SARS-CoV-2/Flu(Flu A,B)」が含まれております。
3. 当期返品分を除いた金額を記載しております。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は1億39百万円であります。その主な内容は、遺伝子POCT検査キット増産対応として、自動超音波溶着機19百万円、ピロー包装機ケーサー一式17百万円及びピロー包装機供給装置一式16百万円並びに遺伝子POCT検査システム関連の研究開発設備12百万円であります。

当事業年度において、重要な設備の除却、売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度において、特筆すべき事項はありません。



#### (4) 対処すべき課題

体外診断用医薬品業界におきましては、近年の様々な感染症の集団発生を背景に、感染症の早期診断に対する国民の意識が高まり、医療への期待は「治療」から「予防」へとシフトしてきております。診療の現場におきましても、適切な医療をより効果的かつ効率的に提供するための体制構築が迫られ、また、小児・老人医療における感染拡大防止や院内感染の予防対策として、感染症の早期診断及び早期治療の重要性の認識はさらに高まっており、遺伝子検査などの早期診断に有用な診断技術への期待も大きくなっております。

このようななか、2019年末に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、その後2年以上に渡り、幾度となく収束と再拡大を繰り返し、わが国においても国民の社会経済活動に深刻な影響を及ぼしております。当業界におきましても、遺伝子検査をはじめとした新型コロナウイルス感染症の検査需要が急激に高まる一方で、感染防御の効果や受診控えによる外来患者の減少により、既存の感染症全般の検査需要が減少するという影響を及ぼしています。

当社は新型コロナウイルス感染症の検査体制の拡充に寄与し、感染拡大防止に貢献することが診断薬メーカーの使命と捉え、「全自動遺伝子解析装置 Smart Gene」を用いた新型コロナウイルスの検出試薬の早期開発に取り組み、2020年8月より同試薬の発売を開始いたしました。また、急速に高まる需要に応えるため、設備投資によって増産体制を構築し、安定供給の維持に尽力いたしました。さらに、検査体制のさらなる拡充に貢献するべく、各種抗原キット等の新製品の開発・発売にも注力いたしました。

新型コロナウイルス感染症は、近い将来にはワクチンや治療薬の開発・普及あるいはウイルスの弱毒化などにより終息に向かうことが期待され、既存の感染症全般の検査需要も徐々に回復することが見込まれますが、その過程において、引き続き競合他社との技術及び価格競争など厳しい状況が続くことが予想されます。

当社は、「もっと人のために」という経営理念のもと、企画開発から製造、販売までを自社一貫体制で行う強みを生かし、医療機関や患者のニーズに応える数多くの優れた製品を提供するため、新型コロナウイルス感染症の拡大期のみならず共生期や終息後の経営環境も見据えながら、以下の課題に取り組み、事業の継続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

## ① 遺伝子POCT検査機器試薬システムの普及及び検査項目の拡充

検査薬市場においては、世界的にもPOCT市場向けの機器試薬システムの技術開発が加速しており、感染症、循環器、糖尿病など各々の疾患を早期に診断、治療を行うための新たなPOCT機器試薬システムが開発されております。当社は、主力とする感染症分野におきまして、これまでのイムノクロマト法に代わる革新的診断技術として、各種シーズ技術のスクリーニングを経たのち、遺伝子診断技術の開発に注力しておりました。この成果として、2018年に業界では先発となる遺伝子解析装置「全自動遺伝子解析装置 Smart Gene」及びマイコプラズマ核酸キット「スマートジーン Myco」を発売し、また、2020年には新型コロナウイルス感染症の検査体制の拡充・感染拡大の防止に貢献するべく、同ウイルス検出試薬の早期開発に取り組み、「スマートジーン新型コロナウイルス検出試薬（現 スマートジーン SARS-CoV-2）」を発売いたしました。

遺伝子POCT検査薬機器試薬システムは、診療の現場において短時間で確定診断が可能なことから、新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、感染拡大防止や早期診断に有用であることが広く認知されることとなり、その期待の高まりを背景に将来の遺伝子POCT検査市場の拡大が見込まれています。また、当社の遺伝子解析装置「全自動遺伝子解析装置 Smart Gene」の普及が急速に進み、将来における各専用試薬の需要の基盤が確立しつつあることから、新たな検査項目の拡充や性能の改善が喫緊の課題となっております。

この課題に対応すべく、同装置を用いる新たな遺伝子POCT検査項目の開発・製品化においては、これまでの呼吸器感染症項目に加え、消化器感染症、泌尿器感染症及び婦人科感染症項目並びに薬剤耐性菌項目などのラインナップの拡充を図るとともに、性能の改善に向けた開発にも注力し、簡便操作、迅速判定、コンパクトかつ低コストという特長を持つ遺伝子POCT機器試薬システムとして、病院や診療所へのさらなる普及に向け尽力してまいります。

## ② 高感度POCT機器試薬システムの検査項目の拡充

POCT検査は治療に直結する検査であることから、各種検査項目について、より高感度、短時間判定かつ客観性の高い検査を実施できる機器試薬システムの開発が課題となっております。

この課題に対応すべく、当社は、富士フイルム株式会社との共同開発に取り組み、他社に先駆け、発症初期の診断精度や客観性を向上させた高感度感染症迅速診断システムとして、デンシトメトリー分析装置「クイックチェイサー Immuno Reader」及び高感度インフルエンザ抗原検出用キット「クイックチェイサー Auto Flu A,B」の開発に成功し、販売を開始いたしました。その後も、検査キットにつきましては、A群β溶血連鎖球菌、アデノウイルス、RSウイルス及びマイコプラズマ抗原を新たな検査項目として追加し、さらに、2021年3月に新型コロナウイルス抗原を高感度に検出する「クイックチェイサー Auto SARS-CoV-2」の販売を開始するなど、クイックチェイサーAutoシリーズとして品揃えを充実させております。

また、機器につきましても、タッチパネルの採用やオンライン化対応等により実用性をさらに向上させた後継機を発売するなど、機器試薬システムとして、競合他社の製品との差別化を実現しております。今後も、さらなる検査項目の追加、性能の改善のための開発を継続することにより、市場及びシェアの拡大に努めてまいります。

### ③ POCT迅速診断検査薬の項目開発及び性能向上

小児科など医療現場においては、特に迅速な治療が必要とされる感染症のPOCT検査薬の項目開発及び性能向上が求められており、加えて院内感染防御<sup>\*1</sup>における迅速な検査体制の強化が課題となっております。

この課題に対応すべく、当社は、簡易・迅速に検査が実施できるイムノクロマト製品のさらなる性能向上のため、モノクローナル抗体<sup>\*2</sup>の新規開発や機器の使用による機能強化といった研究開発を継続的に進めており、また、新たなPOCT検査薬項目の開発や薬剤耐性因子<sup>\*3</sup>を検出する検査薬の創出において、専門機関との共同開発に取り組んでおります。

機器の使用による機能強化として、2021年4月、検査結果を自動判定し、その結果をモニター表示及びプリントアウトできるデンシトメトリー分析装置「スマート QC リーダー」を発売いたしました。迅速診断キットと組み合わせて使用することにより、測定環境や判定者に依存しない客観的かつ安定した精度の高い判定結果を得られます。今後につきましては、同装置の普及に尽力するとともに、適応する検査項目の拡充にも努め、簡易・迅速性が特に求められる検査ニーズにも応えてまいります。

④ 遺伝子POCT検査技術を応用した新たな事業展開

企業価値を一層高めていくためには、事業の拡大や多角化は重要な経営施策の一つであると認識しております。イムノクロマト法及び当社の遺伝子POCT検査技術は、医療だけではなく、環境・食品検査分野にも応用できるものであります。今後の事業拡大の施策の一つとして、環境・食品検査分野への進出が課題となっております。

この課題に対応すべく、当社は、独自の遺伝子POCT検査技術を基盤として、環境・食品検査分野への応用開発に取り組んでおります。

⑤ 開発人員の強化・育成

当社の研究開発は、体外診断用医薬品業界における豊富な経験を有する研究開発人員により行われているものの、新技術や新分野での診断項目の開発においては、各開発グループの責任者及び一部の研究開発人員に強く依存しているところがあります。

当社は、継続的な成長を果たすためには、開発部門の人的強化が欠かせないと認識しており、既存開発人員に対する教育や各種学会への参加による育成を行うとともに、優秀な人材の採用に努めております。

⑥ 製造能力の増強及び生産工程の合理化

売上高の増加に伴う生産量の増大やPOCT検査薬の項目数の拡充に伴い、製造能力の増強とともに生産工程の合理化が課題となっております。

この課題に対応すべく、遺伝子POCT検査キット及びクイックチェイサーAutoシリーズの量産及び安定供給を行うため、2019年に福岡県久留米市に新規製造工場を建設し、2020年8月に発売開始した「スマートジーン新型コロナウイルス検出試薬（現 スマートジーンSARS-CoV-2）」の需要増加を見込んだ設備投資を行い、月あたり約20万テストの増産体制を整備いたしました。

今後さらなる増産や安定した多項目生産に向け、生産設備の導入及び自動化により生産工程の合理化を図り、高品質の製品供給を維持する生産体制の構築に取り組んでまいります。

## [用語集]

- ※ 1 院内感染防御とは、病院や医療機関内で新たに細菌やウイルスなどの病原体に感染する院内感染に対し、免疫力の低い患者が多い院内では多くの患者が同時に感染するリスクがあることから、院内の環境改善や集団感染時の対策マニュアルなどを講じ、薬剤耐性菌の蔓延を防止するための抗生剤や消毒薬の使用について組織的な防御を整えることをいいます。
- ※ 2 ウイルスなど抗原が生体に侵入した場合、そのウイルスの一部（抗原）に対する抗体が産生されます。抗体は、そのウイルスの抗原部位に結合しウイルスを失活させる機能を持っています。これらの抗体には抗原のいろいろな箇所結合する複数種類の抗体が混在しており、ポリクローナル抗体と呼ばれています。モノクローナル抗体とは、単一の抗体産生細胞に由来するクローンから得られた抗体であり、反応性が多様なポリクローナル抗体に比べて的確にウイルスと結合することができます。また、クローンに由来するため、安定した品質の抗体を生産することができます。
- ※ 3 細菌などの微生物が、抗生物質などの薬剤に接触することで抵抗力を獲得し、薬剤の効果が低下することを薬剤耐性といいます。これは、細菌が耐性遺伝子を作り出したり、既に耐性化した他の細菌からそのような遺伝子を獲得して発生するものであります。薬剤耐性因子とは、そのような耐性遺伝子のことをいいます。

#### (5) 財産及び損益の状況

区分	第42期 (2018年12月期)	第43期 (2019年12月期)	第44期 (2020年12月期)	第45期(当期) (2021年12月期)
売上高(千円)	6,423,642	6,427,602	4,205,453	13,137,318
経常利益(千円)	1,211,793	1,111,126	415,172	6,700,486
当期純利益(千円)	919,205	874,344	306,346	4,816,772
1株当たり 当期純利益(円)	96.51	91.80	32.16	505.73
総資産(千円)	5,582,953	6,366,526	6,051,757	12,192,960
純資産(千円)	3,155,671	3,753,666	3,783,635	8,028,641
1株当たり 純資産額(円)	331.32	394.10	397.25	842.95

(注) 当社は、2018年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (6) 主要な事業内容

当社は、体外診断用医薬品メーカーとして企画開発、製造及び販売組織による自社一貫体制を構築し、「病院・開業医分野」及び「OTC・その他分野」において、体外診断用医薬品、医療機器及び一般用検査薬を供給しております。

市場分野	検査分野	主な製品
病院・ 開業医 分野	免疫血清 検査薬、装置	<p>血中ウイルス検査薬 試薬：クイックチェイサー HBsAg、クイックチェイサー HBsAb</p> <p>呼吸器感染症検査薬及び装置 試薬：クイックチェイサー Flu A,B、クイックチェイサー Adeno クイックチェイサー RSV、クイックチェイサー Strep A クイックチェイサー 肺炎球菌、クイックチェイサー RSV/hMPV クイックチェイサー Myco、クイックチェイサー 肺炎球菌/レジオネラ クイックチェイサー SARS-CoV-2/Flu(Flu A,B) 機器：スマート QC リーダー(自動読取・判定) [感染症迅速診断システム(銀増幅イムノクロマト法)] 機器：クイックチェイサー Immuno Reader 試薬：クイックチェイサー Auto Flu A,B、クイックチェイサー Auto Strep A クイックチェイサー Auto Adeno、クイックチェイサー Auto RSV/Adeno クイックチェイサー Auto Myco、クイックチェイサー Auto SARS-CoV-2</p> <p>消化器感染症検査薬 試薬：クイックチェイサー Noro、クイックチェイサー Rota/Adeno クイックチェイサー H.ピロリ、クイックチェイサー CD GDH/TOX</p>
	遺伝子 検査薬、装置	<p>呼吸器感染症検査薬及び装置 機器：全自動遺伝子解析装置 Smart Gene(PCR法) 試薬：スマートジーン Myco、スマートジーン SARS-CoV-2 スマートジーン Flu A,B、スマートジーン CD トキシンB</p>
	生化学検査薬	<p>血清や尿中の酵素や脂質を測定する検査薬 試薬：CRE、UA、BUN、T-CHO、TG、HDL、LDLなどオートLシリーズ</p>
	尿糞便検査薬	<p>大腸癌検診の一次検査及び消化器内科における出血マーカーである便潜血検査用試薬、産婦人科におけるホルモン検査薬 試薬：クイックチェイサー 便潜血 hCGクイックチェッカー・S、LHクイックチェッカー・S</p>
OTC・ その他 分野	一般用検査薬	<p>妊娠検査薬 試薬：P-チェック・S、S-チェッカー、プレセルフ ハイテスターN (アリナミン製薬(株)販売)</p> <p>排卵日検査薬 試薬：P-チェック・LHクリアー、ハイテスターH (アリナミン製薬(株)販売)</p>
	薬局における 排卵日検査薬	<p>排卵日検査薬 試薬：P-チェック・LH</p>
	農産物検査薬	<p>柑橘中の果樹ウイルス検査薬 試薬：クイックチェイサー SDV、クイックチェイサー ASGV</p>

(7) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社・工場	佐賀県 鳥栖市
久留米工場・遺伝子研究所	福岡県 久留米市
東京営業所	東京都 台東区
名古屋営業所	名古屋市 千種区
大阪営業所	大阪市 福島区

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
173 名	2 名減	44.4 才	11.8 年

(注) 従業員数には、臨時従業員（パートタイマーの期中平均雇用人員46名）を含めておりません。



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 33,840,000 株
- (2) 発行済株式の総数 9,525,600 株 (自己株式1,130株を含む)
- (3) 株主数 7,350 名 (前期比2,537名増)
- (4) 大株主の状況 (上位10位)

株主名	持株数	持株比率
唐 川 文 成	3,394,680 株	35.64 %
ミズホメディー社員持株会	329,540	3.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	255,600	2.68
株式会社西日本シティ銀行	200,000	2.09
立 石 貞 則	192,000	2.01
唐 川 則 康	169,100	1.77
山 口 和 也	106,000	1.11
唐 川 泰 一 郎	105,000	1.10
村 田 淳 一	104,000	1.09
渡 邊 亀 四 郎	101,000	1.06

(注) 持株比率は、自己株式(1,130株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	唐川 文成		
常務取締役	今村 正	技術統括 開発企画部	
取締役	市丸 和広	知的財産部・製造部 品質保証部 安全管理室	
取締役	佐々木 寛	経理部・総務部	
取締役	檜原 謙次	開発部	
取締役	神原 俊夫	営業本部 海外事業部	
取締役	佐々木 克		
取締役	秋山 伸一		一般社団法人巨樹の会八千代リハビリテーション病院 副院長
常勤監査役	川崎 宏隆		
監査役	重見 亘彦		辻・重見税理士法人 代表社員 株式会社サンライトコンサルティング 代表取締役
監査役	橋本 高吉		有限会社健康倶楽部 代表取締役 医療法人至誠堂宇都宮病院 理事

- (注) 1. 取締役佐々木克氏及び秋山伸一氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役重見亘彦氏及び橋本高吉氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役重見亘彦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項

報酬等の額の決定に関する方針につきましては、当社の企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保及び維持が可能となり、取締役に求められる役割と責任に見合った報酬水準とすることとしております。

報酬等の構成及び支給等につきましては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額の範囲内において月次で支給する固定報酬及び退任後に支給する退職慰労金で構成されております。退職慰労金は社内規程に基づき決定され、別途株主総会の決議を経て支給いたします。

各取締役の報酬額は、取締役会の決議に基づき一任を受けた代表取締役社長が、各取締役の役位及び実績を基に、当期の企業業績、会社への貢献度等を総合的に勘案し、社外取締役の意見を聞いたうえで決定いたします。

上記方針の決定権限につきましては、取締役会が有しており、2021年1月25日開催の取締役会において、社外取締役の意見を聞いたうえで定めております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1995年3月30日開催の第18期定時株主総会において、年額200,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち社外取締役0名）であります。

監査役の報酬限度額は、1992年3月30日開催の第15期定時株主総会において、年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は、1名（うち社外監査役0名）であります。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役の報酬等の額の決定につきましては、2021年3月26日開催の取締役会におきまして、代表取締役会長兼社長 唐川文成に一任する旨を決議しております。

委任した理由につきましては、当社全体の業績や会社への貢献度等を勘案し、総合的に評価を行うには代表取締役が適切と判断したためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	190,710 (6,900)	128,100 (6,000)	62,610 (900)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	9,348 (4,030)	8,610 (3,720)	738 (310)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 当社の役員報酬は、固定報酬及び退職慰労金で構成し、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。  
 3. 上記には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額63,348千円（取締役62,610千円、監査役738千円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- イ. 取締役秋山伸一氏は、一般社団法人巨樹の会八千代リハビリテーション病院の副院長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 監査役重見巨彦氏は、辻・重見税理士法人の代表社員及び株式会社サンライトコンサルティングの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ハ. 監査役橋本高吉氏は、有限会社健康倶楽部の代表取締役及び医療法人至誠堂宇都宮病院の理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	佐々木 克	当事業年度開催の取締役会17回のうち12回（70％）に出席し、必要に応じて、上場企業経営経験者の見地から当社の経営課題について発言するなど適切な役割を果たしております。
社外取締役	秋山 伸一	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）に出席し、必要に応じて、現役の医師としての見地から医療現場での課題や医療業界の今後の動向並びに展望について発言するなど適切な役割を果たしております。
社外監査役	重見 亘彦	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）、監査役会14回のうち14回（100％）に出席し、必要に応じて、公認会計士・税理士としての専門の見地から発言を行っております。
社外監査役	橋本 高吉	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）、監査役会14回のうち14回（100％）に出席し、必要に応じて、医療業界の専門家としての見地から発言を行っております。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役に対し、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第46条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に従い、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備します。

#### イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令・定款を遵守し倫理観をもって職務遂行するように「コンプライアンス規程」を定め全役職員に周知徹底します。さらに「社内通報規程」により法令・倫理違反疑義のある行為の早期発見と是正、コンプライアンス委員会による案件報告と検証及び内部監査室によるコンプライアンス体制の監査を行います。

#### ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、決裁書その他重要な意思決定及び報告を各規程に基づき適切に記録保存するとともに、取締役、執行役員、内部監査室長及び監査役が必要に応じ閲覧できる状態を維持します。

#### ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に関する全社的な体制を整備するために「リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理推進に係わる議題・対応策を協議・承認する組織としてリスク管理委員会を設置し、管理すべきリスクの識別・評価を行いリスクの回避や拡大の防止に向けた体制を構築します。なお、リスク管理の適切な運用のためにリスク管理委員会の下に事務局を総務部内に設け、各部門においては各種リスクに対応するための対策を実施し、必要に応じてマニュアルを作成します。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な経営の意思決定並びに会社の業務執行の監督を行う機関としての取締役会を月1回開催します。また、執行役員制度を導入して、業務執行のスピードを高め、マネジメント機能を強化することで事業環境への迅速な対応を図ります。

業務の運営については、職務分掌規程や決裁権限規程に従い効率的な業務執行を確保し、中期計画や年度計画の決定並びにその進捗状況の定期的な確認と必要な対策の意思決定を取締役会でを行います。

ホ. 監査役の職務を補助すべき使用人の設置及びその独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助する専任の使用人を設けてはいませんが、内部監査室は監査役との協議により、監査役が要望した事項の内部監査を実施し、その結果を各監査役に報告します。なお、監査役からの求めがある場合には、各監査役に専任の補助使用人を設置します。その場合、取締役は、当該補助使用人の異動等については、各監査役と事前協議を行います。

ヘ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令や定款に違反する事実や会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項について各監査役に速やかに報告します。当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を社内において周知することとしています。

また、監査役は取締役会等の重要な会議に出席します。さらに決裁書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役や使用人に説明を求めます。

ト. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

各監査役は、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要に応じて専門の弁護士、会計士と協議し、監査業務に関する助言を受ける機会を持ちます。

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、その職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに費用又は債務を処理します。



② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、利益供与を一切行わないことを基本的な考え方として「反社会的勢力排除規程」にその旨を定め、全役職員に対して教育研修を行います。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における主な運用状況については、以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況について

取締役会は、毎月1回開催される定時の取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催しております。当事業年度内においては、17回開催いたしました。取締役会では、法令又は定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項や業務執行に関する事項の意思決定を行うほか、代表取締役及び取締役の職務執行の監督を行いました。

また、業務執行会議として企画開発戦略会議、設計開発レビュー会議及び生産計画会議をそれぞれ毎月1回、販売戦略会議を2ヵ月に1回開催いたしました。

その他、当事業年度内において、リスク管理委員会を2回、コンプライアンス委員会を2回、内部統制定例会を3回開催いたしました。

② 監査役会の職務の執行について

監査役会は、原則として毎月1回開催しており、当事業年度内において14回開催いたしました。監査役は、取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監督を行いました。また、年度計画に基づき営業所の往査を行い、責任者などから聞き取りを行いました。その他、取締役会において監査の実施状況及び結果の報告を行いました。

③ 内部監査の状況について

内部監査室は、年度計画に基づき、社内全部署の業務活動が法令や社内諸規程どおりに適切に行われているかを監査し、被監査部署への改善に向けた助言又は提言を行いました。

**(3) 株式会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績に対応した配当を行うことを基本としつつ、配当性向、企業体質の一層の強化及び今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを総合的に勘案して決定する方針を採っております。この方針に基づき、配当性向30%を目標として配当を実施するよう努めてまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当期の剰余金の配当につきましては、例年に比べ大幅な増配が見込まれ、業績推移や変動リスク等を総合的に勘案した結果、株主の皆様への利益還元之机をを増やすことが可能と判断したことから、中間配当を実施しております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり105円（中間配当金50円と合わせ年間配当金155円）とさせていただきます。

内部留保金の使途につきましては、今後の研究開発及び製造体制の強化などへ有効に投資してまいりたいと考えております。

---

(注) 本事業報告に記載している金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,660,932</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,335,612</b>
現金及び預金	4,326,563	電子記録債権	150,369
電子記録債権	594,796	買掛金	352,869
売掛金	3,413,374	未払金	245,954
商品及び製品	370,908	未払費用	51,293
仕掛品	320,449	未払法人税等	2,211,599
原材料	573,935	未払消費税等	179,317
前渡金	16,490	前受金	4,300
その他の金	46,053	預り金	67,162
貸倒引当金	△1,639	前受収益	2,310
		賞与引当金	35,196
		返品調整引当金	8,942
		その他	26,296
<b>固定資産</b>	<b>2,532,027</b>	<b>固定負債</b>	<b>828,705</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,099,107</b>	退職給付引当金	246,847
建物	922,472	役員退職慰労引当金	581,858
構築物	59,510		
機械及び装置	257,744		
工具、器具及び備品	105,567		
土地	749,151		
建設仮勘定	4,660		
<b>無形固定資産</b>	<b>12,206</b>		
ソフトウェア	8,147		
電話加入権	4,059		
<b>投資その他の資産</b>	<b>420,713</b>		
投資有価証券	7,808		
関係会社株式	0		
長期前払費用	3,008		
繰延税金資産	402,450		
その他	7,446		
<b>資産合計</b>	<b>12,192,960</b>	<b>負債合計</b>	<b>4,164,318</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>8,028,376</b>
		資本金	464,548
		資本剰余金	274,548
		資本準備金	274,548
		利益剰余金	7,291,120
		利益準備金	31,152
		その他利益剰余金	7,259,968
		別途積立金	190,000
		繰越利益剰余金	7,069,968
		自己株式	△1,841
		評価・換算差額等	265
		その他有価証券評価差額金	265
		<b>純資産合計</b>	<b>8,028,641</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>12,192,960</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2021 年 1 月 1 日)  
(至 2021 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,137,318
売 上 原 価		3,234,206
売 上 総 利 益		9,903,112
返品調整引当金繰入額		251,048
差引売上総利益		9,652,063
販売費及び一般管理費		2,953,565
営 業 利 益		6,698,497
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,766	
受取手数料	203	
生命保険配当金	462	
為替差益	327	
受取補償金	1,795	
その他の	351	4,906
営 業 外 費 用		
支払利息	1,242	
支払手数料	1,675	2,918
経 常 利 益		6,700,486
特 別 利 益		
補助金収入	124,029	124,029
税引前当期純利益		6,824,515
法人税、住民税及び事業税	2,162,913	
法人税等調整額	△155,170	2,007,742
当 期 純 利 益		4,816,772

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2021 年 1 月 1 日)  
(至 2021 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		利益剰余金計
		資本準備金	資本剰余金計		別積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	464,548	274,548	274,548	31,152	190,000	2,824,664	3,045,817
当期変動額							
剰余金の配当						△571,469	△571,469
当期純利益						4,816,772	4,816,772
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	4,245,303	4,245,303
当期末残高	464,548	274,548	274,548	31,152	190,000	7,069,968	7,291,120

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,548	3,783,365	269	269	3,783,635
当期変動額					
剰余金の配当		△571,469			△571,469
当期純利益		4,816,772			4,816,772
自己株式の取得	△293	△293			△293
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△3	△3	△3
当期変動額合計	△293	4,245,010	△3	△3	4,245,006
当期末残高	△1,841	8,028,376	265	265	8,028,641

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式 総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの 総平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品・原材料 移動平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3 ～ 38 年

構築物 7 ～ 39 年

機械及び装置 3 ～ 8 年

工具、器具及び備品 2 ～ 10 年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (研究開発用のもの3年、その他のもの5年) に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支払に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### (3) 返品調整引当金

将来予想される売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績率等に基づき、返品見込額の売上総利益相当額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定は、簡便法によっております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

たな卸資産の評価

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	370,908 千円
売上原価(たな卸資産評価損)	191,696 千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

当社は、たな卸資産の評価について、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法を採用しております。事業年度末における正味売却価額が取得原価より下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、営業循環過程から外れた商品及び製品については、有効期限までの期間や将来の販売計画を基礎として見積った販売可能性に応じて帳簿価額を切り下げております。

当事業年度におきましては、インフルエンザをはじめとした既存の感染症の検査薬の在庫の一部について、収益性の低下を認識し、たな卸資産評価損191,696千円を計上しております。

#### ② 主要な仮定

将来の販売計画の策定においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況につきまして、現下の感染再拡大の状況にありながらも、近い将来にはワクチンや治療薬の開発・普及とともに終息に向かうことが期待され、その検査需要も今後1～2年をかけて徐々に減少していくものと想定しております。この一方で、感染予防の効果や受診控え等により検査需要が減少していた、インフルエンザをはじめとした既存の感染症につきましては、現状の低い水準から2019年以前の感染・流行状況に近づいていくものと考えられ、その検査需要も同じく1～2年をかけて徐々に回復していくものと想定しております。

#### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当社では、現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っていますが、各種感染症の感染・流行状況の著しい変化またはそれに伴う販売計画の大幅な見直しといった主要な仮定に著しい変動があった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。



**(貸借対照表に関する注記)**

## 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	922,472 千円
土地	749,151 千円
計	1,671,624 千円

(注) 当座借越契約（極度額1,100,000千円）の担保として設定しております。  
当事業年度末において当座借越残高はありません。

## 2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 1,437,360 千円

## 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 20,098 千円

## 4. 期末日満期電子記録債権

期末日満期電子記録債権の会計処理については、決済日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期電子記録債権が、期末残高に含まれておりません。

電子記録債権 195,955 千円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費 118,636 千円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,525,600	—	—	9,525,600

#### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,018	112	—	1,130

#### (変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

112 株

#### 3. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	95,245	10	2020年12月31日	2021年3月29日
2021年8月10日 取締役会	普通株式	476,223	50	2021年6月30日	2021年9月1日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年3月30日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	1,000,069	105	2021年12月31日	2022年3月31日

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

賞与引当金	10,720 千円
未払事業税	105,005
未払費用	1,784
退職給付引当金	75,189
役員退職慰労引当金	177,233
たな卸資産評価損	70,040
関係会社株式評価損	4,569
その他	7,984
繰延税金資産小計	452,528
評価性引当額	△49,961
繰延税金資産合計	402,566
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△116
繰延税金負債合計	△116
繰延税金資産の純額	402,450

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。これらの営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

なお、当事業年度末において借入金の残高はありません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信規程に基づき、営業債権について取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の財務状態等の悪化による貸倒がないよう情報の収集に努めております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告等や入金状況に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持に努めることで、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,326,563	4,326,563	—
(2) 電子記録債権	594,796	594,796	—
(3) 売掛金	3,413,374	3,413,374	—
資産計	8,334,734	8,334,734	—
(1) 電子記録債務	150,369	150,369	—
(2) 買掛金	352,869	352,869	—
(3) 未払法人税等	2,211,599	2,211,599	—
負債計	2,714,838	2,714,838	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 電子記録債務、(2) 買掛金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	842 円 95 銭
1 株当たり当期純利益	505 円 73 銭

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社ミズホメディー  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒牧 秀 樹  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミズホメディーの2021年1月1日から2021年12月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

株式会社ミズホメディアー 監査役会

常勤監査役 川崎 宏隆 ㊟

社外監査役 重見 亘彦 ㊟

社外監査役 橋本 高吉 ㊟

以上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び当社の配当の基本目標である配当性向30%に基づきつつ、今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金105円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は1,000,069,350円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月31日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 定款第2条に目的（事業目的）の追加

新たな事業展開を見据え、持続的な事業の構築につなげるため、また、2021年12月期決算において、「全自動遺伝子解析装置 Smart Gene」等の臨床検査機器の売上高が急増し、今後も事業として拡大が見込まれることから、定款における目的（事業目的）として明確にするため、定款に目的（事業目的）を追加するものであります。

#### (2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設、削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### (3) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、定款において業務執行を行わない取締役及び監査役とは責任限定契約を締結できる旨の規定を定めておりますが、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条（取締役の責任免除）第2項及び第41条（監査役の責任免除）第2項について、当該契約に基づく賠償責任限度額を定める規定に変更するものであります。なお、定款第30条の変更については、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。上記の定款変更につきましては、第14条の削除及び新設を除き、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条</p> <p>[条文省略]</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 医薬品、体外診断用医薬品、化学薬品、工業薬品、動物用医薬品、<u>医薬部外品及び毒物・劇物の製造販売並びに輸出入</u></p> <p>(2) 医薬用理化学測定機器、工業用測定機器、医療用具、動物用医療用具、衛生材料、計量器の販売並びに輸出入</p> <p>[新設]</p> <p>(3) 医療関連施設、設備機器の設計指導及び販売並びに輸出入</p> <p>(4) 上記各号に関する受託研究並びに受託開発業務</p> <p>(5) 上記各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第13条</p> <p>[条文省略]</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条</p> <p>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第1条</p> <p>[現行どおり]</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 医薬品、体外診断用医薬品、化学薬品、工業薬品、動物用医薬品、<u>医薬部外品、毒物・劇物及び環境・食品用検査薬の企画開発、製造販売並びに輸出入</u></p> <p>(2) 医薬用理化学測定機器、工業用測定機器、医療用具、動物用医療用具、衛生材料、計量器の販売並びに輸出入</p> <p><u>(3) 臨床検査機器及びその他関連機器の企画開発並びに製造販売</u></p> <p>(4) 医療関連施設、設備機器の設計指導及び販売並びに輸出入</p> <p>(5) 上記各号に関する受託研究並びに受託開発業務</p> <p>(6) 上記各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第13条</p> <p>[現行どおり]</p> <p>[削除]</p>

現行定款	変更案
<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第15条～第29条</p> <p>[条文省略]</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条</p> <p>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>第15条～第29条</p> <p>[現行どおり]</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条</p> <p>1. 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条</p> <p>1. 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第31条～第40条</p> <p>[条文省略]</p>	<p>第31条～第40条</p> <p>[現行どおり]</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条</p> <p>1. 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条</p> <p>1. 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第42条～第50条</p> <p>[条文省略]</p>	<p>第42条～第50条</p> <p>[現行どおり]</p>

以上

〈× ㄗ 欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



# 株主総会会場ご案内図

<場所> 佐賀県鳥栖市本鳥栖町1819番地  
**サンメッセ鳥栖 3階会議室**  
 TEL 0942-84-2121 (代表)



## 交通アクセスのご案内

### JR鳥栖駅ご利用の場合

駅舎右側の歩道橋で鳥栖駅東側広場へ渡り、左手へ。鳥栖駅より徒歩3分程度です。

### 自家用車ご利用の場合

#### ① 国道3号線経由の場合

商工団地北入口から駅スタ方面へ約900m進み、駅スタ交差点を右折して約500m

#### ② 国道34号線経由の場合

轟木二本黒木から久留米方面へ約700m、赤井手交差点を左折して約1.6km進み、三菱農機前を左折より1.2km

※会場敷地内の駐車場(無料)をご利用ください

